農地法届出（第4条・第5条）関係添付書類及び確認事項

　上記届出の提出時には、以下の事項をご確認いただき、届出書に必要な添付書類を添えて、農業委員会事務局までご提出ください。

【事前に確認をしていただく事項】

**①　租税特別措置法の規定による納税猶予の有無**

　　　届出の農地が納税猶予されている場合は、土地登記簿謄本の「権利部（乙区）」に抵当権設定がされており、抵当権者は「財務省」または「大蔵省」と記載されています。

**②　生産緑地指定の有無**

　　　届出の農地が生産緑地に指定されている場合は、農地転用届出は受付できません。生産緑地指定の有無については、都市局 都市計画課【生産緑地の指定】（三宮国際ビル６階 ・ ℡ 078-595-6701）にてご確認ください。

**③　各種法令など手続きの確認**

　　　届出の農地に建物を建築する場合は、都市計画法上の手続き（開発許可など）が必要な場合があります。事前に、都市局　都市計画課【市街化区域での開発】（三宮国際ビル６階 ・ ℡ 078-595-6707）にてご相談ください。

【添付書類】（以下の説明をご確認いただき、必要な書類をご準備ください）

|  |  |
| --- | --- |
| 書類の名称 | 説　　　　　　　　　　明 |
| □　土地登記簿謄本  　（全部事項証明書） | ・　届出前３ヶ月以内のもの  ・　所有者住所に相違がある場合は、住民票・戸籍の附票等を添付のこと  （注）インターネットでの「登記情報サービス」によるもの及び「要約書」  　　　は不可 |
| □　位置図 | ・　住宅地図等をコピーしたものに届出土地の位置を明示すること |
| □　字限図（公図） | ・　法務局で交付を受けたものに届出土地の位置を明示すること  ・　隣接地の地目（農地の場合は所有者・耕作者も）を記入のこと |
| □　現況写真 | ・　届出土地の全景を撮影したもの（２方向程度）  ・　届出土地部分を朱線等で明示すること |
| □　経過書 | ・　事前着手（すでに転用している）の場合に必要  ・　事前着手の理由・年月日・内容等を記載すること |
| □　委任状 | ・　届出書の提出及び届出受理通知書の受領を委任する場合に必要  ・　５条届出の場合は、譲渡人（貸人）、譲受人（借人）双方からの委任が  　必要 |
| □　仮換地証明書 | ・　土地区画整理事業により仮換地指定がされている場合 |
| □　合意解約通知書  （写し） | ・　小作権（農地の貸し借り）が解除されていることを確認するため  　（小作権を設定していない場合は不要） |
| □　権利を証する書類 | ・　届出者が相続未登記の場合に必要  　（遺産分割協議書・戸籍謄本等、相続関係が確認できる書類） |
| □　単独届出ができることを証する書類 | ・　遺言状、裁判所判決謄本、判決確定証明書等、単独届出できることを証する書類 |